

○委員長（井上宜久）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目の会議を開催いたします。

午前 9時00分 開議

○委員長（井上宜久）

昨日までに全会計予算の詳細質疑が終了しておりますが、昨日の水道企業会計予算質疑に関し、担当部長から再度説明をしたいとの申し出がありましたので、許可したいと思います。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

昨日は、山田委員のご質問でございます、材料売却原価、この科目的説明につきまして、明確なご答弁ができなかつたことに対して深くおわびを申し上げたいと思います。

それでは、改めましてこの内容につきまして、担当課長からご説明をさせていただきますので、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（井上宜久）

上下水道課課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

では、昨日、山田委員からご質問がありました、材料売却原価、貯蔵品売却原価はどういうものかということに対して、再度ご説明をさせていただきます。

貯蔵品売却原価になりますけれども、こちらはメータ費や材料費で、町が購入したメータとか管ですけれども、こちらを町が購入して所持をしている場合、貯蔵品として原価が科目上計上されております。この材料を固定資産税に登録する前に売却や廃棄をした際、その材料、貯蔵品として計上されています原価を材料売却原価として支出したということで減少させるため、こちらの支出のところに貯蔵品売却原価ということで支出があります。

購入しましたメータや材料、売却した際には、収入としまして材料売却収益のほうに計上されるため、こちらのほうはそれぞれまだ予定はされていませんので、1万円ということで予算上計上させていただいているものです。

以上です。

○委員長（井上宜久）

説明が終わりました。この説明の内容に鑑み、確認したい点がありましたら、どうぞ。

○まちづくり部長（芳山忠）

補足をさせていただきます。要するに具体的な例で申し上げますと、例えば、メータを購入します。そのすぐに減価償却資産ということではありませんので、貯蔵品として一時経理で受けます。その後、使用した場合には、減価償却資産として振り替えて使っていくわけですけれども、それをしないで廃棄とか、あるいは売却をした場合、通常はあり得ないですけれども、その場合は、貯蔵品という形で帳簿に残っていますので、そ

の帳簿から落とすために、形式上ここで、原価で買っていますので、その原価分を落とすという処理をします。帳簿上の問題ですけれども。そのための費目ということでございます。

仮にお金をつけて、何らかの単価で売った場合には当然収入がありますので、それは同じような費目の収入費目のほうに入れると。入れておいて、その売ったものについては、同じように原価として原価を支出上、帳簿上の支出として落とすという処理をするわけでございます。そのための費目なんですかけれども、今まで本町におきましては、貯蔵品をその段階で廃棄したり、あるいは売買したりといったことがございませんので、そこに実際に費目として決算で出てきたという事例はないわけでございまして、この費目について、今後必要かどうかということも、ちょっと改めて検討させていただきたいというふうに考えています。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。理解したところなんですが、これは昨日の件が終わってから、前年度予算とか決算書とか確認してみたら、決算書では、この科目自体が、決算していないから出てこないという状況を確認できたんですが、できる限り、前にも言ったと思うんですけど、予算と決算というのは、対比でわかるようなあらわし方をしてくれというお願いをしたところですが、流れがわかるような形で、今後検討すると今、部長のほうで言われたので、なくなっていくのかなとは思うんですが、そこら辺、整合性もあわせて精査していただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川ですけれど、1万円で購入したものを持ったという形になるのでしょうか。それとも、ある一定のものを既に購入しておいて、その一部を売却したという形でしょうか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

こちらの支出の部分では、先ほど言いましたように、購入としては、メータとか、材料という形になります。メータになりますと、大体一括で購入して、1個幾らという単価で購入しますので、それが今言いました、貯蔵品の原価という形になります。それを売る場合に、購入単価で売るかどうかというのは、また、少し付加価値をつけて売るかというのはまた別になりますけれども、基本的には、購入したときの単価がこちらの原価になりまして、もし売った場合には、購入した単価より同等か、それ以上で売るという形になりますので、イコールではないとは思います。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

もう一回確認させてください。新たに購入したということで、以前購入したものの中の一部ではなくて、新たに購入して、それで処分したということですか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

こちらにつきましては、新たにではなくて、現在購入して貯蔵品として在庫で置いてあるものを売った場合という形になります。

ですから、先ほどあり得ないと、先ほど部長からもあったんですけれども、基本的には、メータ関係というのは使用するために購入していますので、それをほかのところで売るということはあり得ないんですけども、購入自体は検満メータの交換とか、ある程度見通しがついたところで20個、30個一括購入をしていますので、そういうものの材料に対して新たというわけではなくて、あくまでも在庫として持っているものを売った場合ということになります。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

そうしますと、購入しているものは、また、支出が出てくるというのはおかしいんじゃないですか。売ったお金が収入で入ってくるのではないですけれど、ここでは支出も入っていますから、売掛払いになっているので、それはあり得ないんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

先ほども説明で、一度購入したものにつきましては貯蔵品という形で、会計上、ものを持っていますよと、町のものですよということになります。そうしますと、それを売った場合には、1回購入したものを、メータの単価ですけれども、それが貯蔵品としての価値が下がるわけです。支出が出てくるわけです、会計上。ですから、売った場合に売った収益は入るんですけども、町が持っている貯蔵品として売った場合、価値がなくなるので、それは支出になるわけです。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

補足の説明をさせていただきます。例えば、減価償却資産の場合ですと、除却すると、その帳簿から落としますから、除却損として形式上、支出の帳簿上処理をしますよね。それと同じように、これは貯蔵品ですから、減価償却資産ではないんですけども、貯蔵品としての帳簿があります。

例えば、1個5,000円で買ったと、そういう形で出ているわけです。それが何らかの理由で廃棄または売却した場合には、5,000円落とさなければいけないわけですから、それをこの原価の支出項目に載せて、帳簿上だけ減価の処理をすると。要するに減らすという意味の処理をすると、そういう意味でございます。

○委員長（井上宜久）

ほかに。

鈴木委員。

○6番（鈴木庄市）

わかりましたけれど、これは項目設定だから、例えば1万円じゃなくて1,000円でもいいんだよね。一般的には1,000円、一般会計でやっているんだよ。1万円という根拠があるかどうかという問題と、これは残った場合、貯蔵品として帳簿をつくるなければいけないということですね。貯蔵品として残る場合は、そこに残していくべきやいけないということだと思う。今までではないということだけど、今後はそういうことも考えられると思うんですが、いかがですか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

まず、1点目の金額につきましては、申しわけありません。この1万円の根拠というものにつきましては、かなり前の予算から調べたんですけれども、平成10年ぐらい前から、ずっとこの1万円という金額でずっと計上されていまして、1万円にした根拠というのは調べてもわからなかつたです。あと貯蔵品のほうの帳簿ということですけれども、一応購入したときに、町のほうで、こちらの対象になるのはメータとか、緊急用の資材ですけれども、そちらにつきましては、購入した年の年度末に使った、または緊急資材という形で購入したものにつきましては、固定資産のほうに登録替えをしていますので、特にメータ関係は、購入してもまだ在庫として残している部分というものは、帳簿という形ではないですけれども、メータの購入履歴という形で数をちゃんと押さえていきますので、帳簿という形では、そういう形で管理しております。

○委員長（井上宜久）

茅沼委員。

○7番（茅沼隆文）

7番の茅沼です。この水道事業関係というのは、こういうふうにわかりにくいところがあるので、今度たしか公営企業会計が改定になりますよね。いつから改定なのか、うろ覚えで覚えていないんですけど、それまでの間、しばらくこういう状況が続くのかなと思うんだけど、これからも説明ができるような準備をしておいていただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

昨年の26年の予算の段階から、公営企業法が変わって、さまざまな形状の内容、費目等が変更になっております。町のほうでも一生懸命勉強をしながら理解をしようとしているところなんですが、なかなか複雑なところもございまして、今回も説明が非常に不備であったということで、これは深く反省しております。今後に向けまして、もう少しきちんと勉強して、わかりやすくご説明ができるように対応したいと思います。今回申しわけございませんでした。

○委員長（井上宜久）

以上でよろしいですね。

（「異議なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

それでは、水道企業会計予算の質疑を終了します。

本日は、これから、各議案別に、討論、採決を行います。委員長報告の調整までを今日行つていきたいと思います。

都合により、暫時休憩といたします。委員の皆さんには、議会全員協議会室へお集まりください。

午前9時13分

○委員長（井上宜久）

委員会を再開します。

午前10時40分

○委員長（井上宜久）

ただいまから各議案別に討論・採決を行います。討論は簡潔、明瞭にお願いします。

議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算を議題として、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。反対討論のある方はどうぞ。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

次に、賛成討論のある方はどうぞ。ほかに討論はございませんか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

それでは、討論がないようですので、採決に移ります。

議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

（起立多數）

○委員長（井上宜久）

起立多數により可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成27年度開成町国民健康保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決します。

議案第25号 平成27年度開成町国民健康保険特別会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○委員長（井上宜久）

起立全員により、可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成27年度開成町下水道事業特別会計予算を議題とし、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○委員長（井上宜久）

討論がないようですので、採決します。

議案第26号 平成27年度開成町下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○委員長（井上宜久）

起立全員により、可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成27年度開成町介護保険事業特別会計予算を議題とし、討論を行います。討論の方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決します。

議案第27号 平成27年度開成町介護保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長（井上宜久）

起立多数により、可決いたしました。

続いて、議案第28号 平成27年度開成町給食事業特別会計予算を議題とし、討論を行います。討論の方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決します。

議案第28号 平成27年度開成町給食事業特別会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○委員長（井上宜久）

起立全員により、可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成27年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とし、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決します。

議案第29号 平成27年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○委員長（井上宜久）

起立全員により、可決しました。

続いて、議案第30号 平成27年度開成町水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決します。

議案第30号 平成27年度開成町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○委員長（井上宜久）

起立全員により、可決しました。

なお、委員長報告については、委員長に案については一任をお願いします。

なお、附帯決議に賛成の方については、全協室のほうにお集まりください。

以上です。

午前10時47分

○委員長（井上宜久）

再開します。

午前11時15分

○委員長（井上宜久）

議案第24号が可決されましたので、先ほど提出されました、議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算に対する附帯決議案を議題とします。配付漏れはありませんか。全員に配付されていますか。

(「はい」という者多数)

○委員長（井上宜久）

議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算に対する附帯決議案について、提案者の説明を求めます。

鈴木委員、こちらで、どうぞ。

○6番（鈴木庄市）

それでは、お手元に配付の議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算に対する附帯決議（案）について朗読をして、提案にかえさせていただきます。

平成27年度開成町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について、慎重に対応

することを強く求める。

記、駅東口民間施設借り上げによる地域集会施設、駅前連絡所、子育て支援センターの設置について。

本事業については、駅東口地域集会施設賃借料として140万4,000円、開成駅東口駅前連絡所賃借料として14万1,000円、支援センター賃借料として56万2,000円に合わせ備品購入費、プロポーザル審査報償費が計上されており、加えて平成28年度から平成47年度までの開成駅東口公共施設等賃借料1億6,777万8,000円、及びパレットガーデン自治会地域集会施設賃借料、1億6,707万6,000円の債務負担行為が計上されている。

これらの施設の必要性は、当委員会としても認識しているところであるが、施設の賃借期間が長期にわたることから、賃借料の総額が大きいものになるため、この期間を通じての、各施設の利用が、それに見合うものであることの見きわめが議会としても必要である。施設賃借契約の締結は、議会に対して各施設の運用方法、利用見込み等の十分な説明と了解を得た上で行うこととされたい。

平成27年3月12日、平成27年度予算特別委員長様。

提出者、平成27年度予算特別委員、鈴木庄市。

以上です。

○委員長（井上宜久）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算に対する附帯決議案について、原案に賛成の方の起立をお願いします。

（起立多數）

○委員長（井上宜久）

起立多數により、可決いたしました。

以上をもちまして、本予算特別委員会に付託されました議案第24号 平成27年度開成町一般会計予算、議案第30号 平成27年度開成町水道事業会計予算までの7会計にわたる審査は全て終了いたしました。

3日間にわたり、慎重審査をしていただき、ありがとうございました。また、私の委員会運営に協力をいただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

これにて予算特別委員会を散会します。大変お疲れさまでした。

午前11時20分 散会